

(2008年12月9日 於:国立国会図書館関西館)

障害者サービス担当職員向け講座 図書館利用に障害のある人へのサービス

前田 章夫@日本図書館協会・障害者サービス委員会
<@大阪府立中央図書館>

1

はじめに:「障害者」という表現について

■「障害者」「障がい者」「障碍者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が行われている。

大阪府など、公用文書についてはすべて「障がい者」とする自治体も増えている。

→ 「害」という字が、人に<害>を与えると誤解されるから？

しかし、「がい」は意味のない単なる音にすぎない。人格を軽んじられ、人権を侵害されている感じがするとして、この表記に異論を唱える障害者も少なくない。

いずれの言葉を使用するにしても、発言に対する責任と覚悟が必要

→ ここでは「障害者」を使用する
「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」
という意味で使用する。

2

障害者の意識改革

- 1981年 国際障害者年「完全参加と平等」～「国際障害者の十年」
- 1990年 [アメリカ障害者法\(ADA\)](#)
- 1993年～「アジア太平洋障害者の10年」

ADA：アメリカでは「障害者の公民権法」と呼ばれている。
→ [＜障害者の自立＞](#)への意識改革を世界各地に生み出した。

→ 日本でも積極的に街に出たり、海外の障害者と交流することにより、「障害者」自身に大きな意識改革をもたらした。

日本政府の施策にも大きな影響を与えた。
→ [「障害者基本法」](#)の制定(1993年)

- 2006年12月 国連総会で「**障害者の権利に関する条約**」採択
※ 2001年から世界の障害者団体が共同して運動を展開
2007年9月 日本政府調印（国会での批准を待つのみ）
→ 法制度など、障害者施策が大きく変わる!?

3

「障害者」という言葉に対するイメージ

- 「障害者」という言葉から受けるイメージは千差万別
しかし、そのことに気づいている人は少ない……

Q1： 724万 対 4900万

日本の「障害者」数とアメリカ合衆国の「障害者」数
日本：**724万人**（人口の**約5.5%**）
（内訳：身体障害366万、知的障害55万、精神障害303万）
米国：**4900万人**（人口 2億8142万人の**約17.4%**）

Q2： 31万 対 752万

視覚障害(損傷)者の数・・・日本：**31万人**、米国：**752万人**

- ※ 「障害（者）」に対する認識の違いが表れている。
- ※ 日本のこの人口比率の低さが、障害者施策の遅れを助長している。

4

障害者をめぐる社会の状況・認識

① 「障害者」は社会から<隠された存在>だった

★ 家の中での幽閉、施設への隔離

自発的、自立的行動は一切認められなかった。

② 「障害者」と係わった経験をもつ人が少ない

★ 「障害者」に対する認識は、「障害者」との接触の多少によって大きく変化する。

③ 「特別な人には、特別な対策を取ればいい」

(例：「盲人」には点字図書館がある)

④ 日本語には一般語として「障害者」という言葉しかない

<障害者理解の大きな妨げになっている。>

5

3つの「障害者」(その1)

●WHO(世界保健機関)は、1981年の国際障害者年を前に、障害者のことを指し示す場合に、障害レベルによる3つの言葉の使い分けを推奨した。(「国際障害分類」1980)

「Impairment」<機能障害>

: 視神経に損傷がある、足の骨が折れているといった医学的な意味の障害

「Disability」<機能不全/能力障害>

: 医学的損傷により知覚・運動機能等がうまく機能しないという意味の障害

「Handicap」<社会的不利>

: 機能不全のために、社会生活を送る上で不利益を被るという意味の障害

※ 欧米諸国の障害者数は、社会生活を送る上でHandicapをもっている人の数であるのに対し、日本の障害者数はImpairmentの一部とDisabilityの一部の人のみを「障害者」としている。

6

3つの「障害者」(その2)

「Impairment」・「Activity」・「Participation」

- WHOは、2001年5月に「国際障害分類第2版(ICIDH-2：生活機能と障害の国際分類)」を採択した。

「disability(機能不全)」から

_____「activity/activity limitation(活動/活動の制限)」へ

「handicap(社会的不利)」から

_____「participation/participation restriction(参加/参加の制約)」へ

→「障害者」を「身体の不自由な人」というように個人に起因すると考えるのではなく、環境との関連の中で認識しなければならない。

「活動が制限されている人」「参加が制約されている人」として
理解しなければならない。

7

「障害者」の定義の変化

- 「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に(旧：長期にわたり)日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」
(障害者基本法第2条：1993年)

- 「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」
(「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年)

8

ちなみに、最近アメリカでは・・・

「handicap」という語は使われなくなっている。

「disability」「disabled」という語も単独では使われなくなっている。



「障害者」＝「persons with disabilities（障害を持つ人々）」

「健常者」＝「persons without disabilities（障害を持たない人々）」

「障害児」＝「children with special health (care) needs」

「知的障害児」＝「Special Needs Children」

これらの言葉は、障害よりも、人間の人格、名前を先に持つことから「**ピープル・ファースト**」と呼ばれている。

9

日本における「障害者」とは

■ 日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して、**認定された人のみ**が「障害者」と認められ、各種の公的援助が受けられる。

＜公的援助の内容は、障害によって、また各都道府県の認定基準等により統一されていない。＞

■ 「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益を持っていても、法律に規定されず、法律に規定されていても認定されない限り「障害者」とは認められない。

世の中には、統計に表れた数字以上に多くの「障害者」がいる。

10

障害者問題を考える際に忘れてならないこと

- ① どんな障害を持っていても、**同じ人間、同じ市民**
- ② **障害は個人の責任**ではない。障害に対応していない環境にこそ問題がある
- ③ 障害の内容・程度は**一人一人異なる**。また環境の変化によって**時々刻々と変化する**
- ④ 「障害者手帳」は、その人が環境から受ける**支障の大きさ**を示すものではない
- ⑤ 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。
<自分の問題として捉え直す>

11

公共図書館と「障害者」の現在

■ 現在の公共図書館は、身体障害者の一部の人(視覚障害、肢体障害中心)に対応しているのみ。知的障害者や精神障害者をはじめとして、多くの図書館利用障害者に対してほとんど何も出来ていない。<全貌が見えていない>

→ 図書館は、**不作為による「人権侵害」**という大きな課題を抱えた状態にある。

■ 多くの図書館(員)は、障害者のこと、障害者の置かれている状況を知らない。

「利用者を知り、資料を知り、人と資料を結びつける」
という図書館員としての基本が障害者サービスにおいては未成熟である。

12

図書館と障害者（盲人）との出会い

日本における「盲人」に対する図書館サービスは、
欧米諸国に劣らない歴史をもっている。

1868(明治元)年：ボストン市立図書館に点字部が設置される。

1897(明治30)年：議会図書館に盲人読書室が設置。

<日本では>

◎1880(明治13)年：スコットランドの宣教医フェールズによる
「盲人用図書室」の設置<凸字図書を使っての図書の製作・公開>

◎1915(大正5)年 東京市本郷図書館に点字文庫開設
→ 全国的拡大し、昭和初期には全国各地の図書館に点字文庫や
盲人閲覧室が設置された。

しかし、欧米諸国のようには発展できなかった・・・

13

なぜ公共図書館で障害者サービスは発展できなかったのか？

1. 公共図書館自体の貧しさ

<一般のサービスも不十分、障害者までは・・・>

2. 「特別な人への特別なサービス」という意識

<特別な人(障害者)は、特別な図書館(点字図書館:特殊図書館)で>

3. 障害者の存在が隠されていた。図書館を知らされていなかった。

※ 「盲人」以外の障害者への配慮は殆ど皆無

14

公共図書館の発展と障害者サービスの停滞

盲人と公共図書館の分離を決定づけたのは「身体障害者福祉法」だった。

1949(昭和24)年に「**身体障害者福祉法**」が制定され、更生援護施設のひとつとして「点字図書館」が規定された。

これにより、公共図書館に設置された「点字文庫」「盲人閲覧室」は一気に公共図書館から分離された。

＜図書館法制定 1950年＞

→ 点字図書館からは、「点字図書館を図書館法に基づく図書館として扱って欲しい」という声も。しかし公共図書館関係者の反応は鈍く、そのまま1970年代まで分離状態が続いてしまった。

点字図書館の＜図書館＞としての発展が止まってしまった！

図書館サービスを知らせる機会を逸してしまった！！

15

公共図書館の発展

日本の公共図書館は1960年代後半から急激に変化した。

- * 1963(昭和38)年『中小都市における公共図書館の運営(中小レポート)』刊行
- * 日野市立図書館など多摩地区の図書館活動
- * 1970(昭和45)年『市民の図書館』刊行

量的な拡大だけでなく、質的にも大きな変化が生まれた。特に、住民一人一人(子供から高齢者まで)に対して図書館が向き合うようになった。

しかし、「**すべての人に、すべての本を**」といったスローガンに「**障害者**」は含まれていなかった。

16

視障(盲)学生たちの進学

- 60-70年当時、ほとんどの盲学校では**大学受験を認めていなかった**。(大学を出ても食べていけない→三療業)
→ 大学受験希望者は、支援者とともに各大学との受験交渉を行うとともに、受験勉強の資料も自分たちで確保していた。

- もう一つ忘れてならないことは、「**公共図書館**」のことを**全く知らされていなかった**。

盲学校での寄宿生活が中心。図書館は点字図書館と盲学校図書室のみだった。(しかも蔵書はほとんどない)

＜公共図書館という言葉すら知らなかった＞

17

視障(盲)学生たちの自助努力

視障学生たちは勉学のためのテキスト類の点訳・音訳を厚生省や点字図書館に求めた

- しかし「それは文部省管轄の図書館のやることで点字図書館の仕事ではない」として専門書類の製作・提供を拒否された。
- 視障学生自身がボランティアグループを募集・育成したり、有料の点訳者・朗読者にテキスト類の製作を依頼していた。

「スチューデント・ライブラリー」の結成

1967年「盲学生図書館SL」を結成。卒業生たちが使用した点訳テキストなどを集めて、英国のスチューデント・ライブラリー(SL)に習って設立した。しかし財政的問題や資料の保管場所などすぐに限界がきた。
しかも、厚生省や点字図書館からは支援を拒否された。

18

公共図書館の発見、障害者の発見

大学の同僚学生たちが公共図書館や国会図書館を利用していることを知り、自分たちも利用させて欲しいと1968-9年に東京都立日比谷図書館や国立国会図書館を訪問し、門戸開放を要求

- 国会図書館は受け入れを拒否したが、日比谷図書館は当時の杉捷夫館長の英断により事務室の片隅での朗読からサービスを開始
- 日比谷図書館の書庫を案内されて書架に並んだ何万もの本を触ってみて、「世の中にはこんなに本があったのか、と感激した」という手記が残っている。

(公共)図書館員 = 「障害者の発見」

視覚障害者 = 「(公共)図書館の発見」

19

「視覚障害者読書権保障協議会（視読協）」

■ 公共図書館の門戸開放運動をした学生・市民たちが中心となり1970年6月に「視読協」を結成

■ 「読書権」「対面朗読」といった言葉を作ったのもこの視読協
視読協の精力的な活動がなければ、日本の障害者サービスの発展は10年以上遅れていた。特に著作権問題においては図書館界と著作者の間に立ち、シンポジウムの開催など、積極的な活動を展開した。

■ 視読協の最大の功績は、〈与えられる読書〉が当たり前であった視覚障害者に、〈選ぶ読書〉というものの存在を知らしめ、実現させたことである。

20

「障害者サービス」≠「身体障害者サービス」

■ 「障害者サービス」は、視覚障害者へのサービスを中心に組み込まれていたために、長い間「身体障害者へのサービス」と思われてきた。

■ しかしサービスの進展とともに、身体障害者ではないが、同等の図書館利用に支障をもつ人の存在が見えてくるようになり、「身体障害者へのサービス」ではなく、「図書館利用に障害のある人びとへのサービス」と認識されるようになった。

この認識の転換が公共図書館の障害者サービスを質的に大きく発展させた。

21

「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに答えられるだけの多様な資料、多様なサービス手段、多様なコミュニケーション手段、施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館の利用に際して障害を受けている人々へのサービス

→ 図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「**図書館側の障害**」として捉えなおすことができる。つまり、障害者サービスの目標は、この**図書館側が負っている「障害」を取り除いていくこと**にある。

→ この発想の転換により、これまで見ていなかった多くの「図書館利用障害者」の存在を発見し、取り組むようになってきた。

(多文化サービス、矯正施設入所者へのサービスなどの発見)

障害は、「障害者」にあるのではなく、図書館にこそある！

22

図書館利用上の4つの「障害」 〈図書館がつくり出しているバリア〉

① 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

② 資料をそのままでは利用できないというバリア

③ コミュニケーションのバリア

④ 心理的な圧迫というバリア

この4つのバリアの解消こそが
障害者サービスの目標

23

障害者サービスのための基本的考え方

(1) 条件整備とサービスの違いを明確にする

(2) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する

(3) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある

(4) 柔軟かつ粘り強い対応に心掛ける

(5) 利用者の求めるものを的確に認識する

(6) 〈資料の借用と製作〉〈外へ出る〉〈プライベート〉
〈プライバシー〉が基本

(7) 「障害者」は特別な人ではない。
「障害者サービス」は特別なサービスではない

24

<参 考>

「社会は全般的に依然としてすべての身体的、精神的能力を十分に有する人々にのみ応じている。社会は、すべての人々のニーズに適切に答えることを依然として学ばなければならない。社会は、その一般的な物理的環境、社会と保健のサービス、教育と労働の機会、スポーツをふくむ文化的、社会的生活を全体として障害者の利用できるものにする義務がある。このことは障害者のみならず全体としての社会の利益にもなることである。数多くの成員を閉め出す社会は貧しい社会である。障害者は、地域社会の他の人々とは異なるニーズをもつ特別の人々としてではなく、その普通の人間的ニーズを満たすうえで特別の困難をもつ普通の市民とみなすべきである。」

(「国際障害者年国連行動計画」より)

25

人権保障としての障害者サービス

■ 情報保障(=人権保障)機関としての公共図書館

<障害者への情報保障は、より人権保障の傾向が強い>

■ 公共図書館の基本機能を生かした人権保障

公共図書館の基本機能(=資料・情報の収集・整理・提供)は、障害者に対しても同じ! 但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。

図書館サービス=すべての人への「読書権」「情報アクセス権」の保障

■ 障害者が必要とする資料(情報)を、その人が活用できる形で提供する。

文字情報サービスなど、従来の枠にとらわれないサービス機能の実施
<アウトリーチサービス/エクステンションサービス>

公共図書館の基本的機能としての
「社会的リハビリテーション機能」

26

障害者サービスを考えるための参考資料

- 「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」(2007)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaproprep104.html
- 「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト」(2005)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>
- 「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」(2001)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>
- 「読みやすい図書のためのIFLA指針」(1997)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html>

- 「障害者の権利に関する条約(日本政府仮訳)」(2006)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention.html>
- 「障害者の権利に関する条約(川島・長瀬:仮訳)」(2006)
http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html

< 出典: 日本障害者リハビリテーション協会「障害保険福祉研究システム(DINF)」 >